

中小企業の 事業・財務の 課題解決を支援



栃木県中小企業活性化協議会

お問い合わせ

〒320-0806 栃木県宇都宮市中央3-1-4 栃木県産業会館7階
Tel.028-610-4110 <https://www.tochigi-saiseishien.jp>



中小企業活性化協議会のスローガン

相談で、企業は強くなる。

「収益力を高める方法を知りたい」

「このままの経営を続けていいのか不安になることがある」

「借入金をちゃんと返済できるだろうか」

私たちは中小企業活性化協議会。

中小企業経営者の皆様が抱える

借入金や資金繰りをはじめとした様々なお悩みに対して、

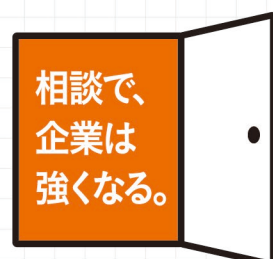
弁護士・公認会計士・税理士などの専門家、地元金融機関、支援機関と協力しながら、

皆様に伴走し、実践的、効果的な支援を実行してまいります。

身内や関係者に話しにくいことこそ、

地域に根ざした公的支援チームにご相談ください。

相談で、企業は強くなる。中小企業活性化協議会です。



プロに相談することで、経営課題を解決し、さらに会社の成長も図っていける。そんな存在でありたいという気持ちを込めて、「相談で、企業は強くなる。」というスローガンを掲げました。いつでも気軽に相談してもらえる身近な存在であることを、ドアを開いた様子をモチーフにしたマークとしてデザイン。どの経営者に対しても門戸を広げていることを表現しました。

中小企業活性化協議会とは？

中小企業の活性化を支援する「公的機関」として

47都道府県に設置されており、全国の商工会議所等が運営しています。

中小企業活性化協議会が地域のハブとなり、

金融機関、民間専門家、各種支援機関と連携し、

「地域全体での収益力改善、経営改善、事業再生、再チャレンジの最大化」を追求します。

収益性のある事業を有しているが、

財務上の問題を抱えている中小企業者の再生を支援するため、

2003年に中小企業再生支援協議会が創設され、

長期にわたり中小企業者を支援してきましたが、

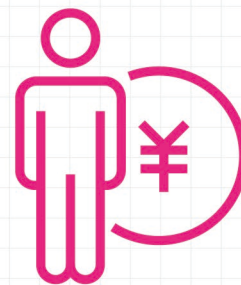
2022年3月4日に「中小企業活性化パッケージ」が公表され、

中小企業再生支援協議会は、経営改善支援センターと統合し、

「中小企業活性化協議会」が設置されました。



収益力改善支援



収益力低下、借入増加のおそれのある中小企業を対象に収益力改善支援(収益力改善アクションプラン+簡易な収支・資金繰り計画)を実施。

支援のねらい

こういった問題に
困っていませんか？

環境変化等に十分対応できておらず、多くの中小企業が、売上の減少や借入の増大に直面しています。こうした中小企業の皆様は、今後収益力改善に向けた取組をどのように進めていくか悩みを抱えているかと思います。本支援では、中小企業活性化協議会が、収益力低下、借入増加のおそれのある中小企業者を対象に、収益力改善計画(収益力改善アクションプラン+簡易な収支・資金繰り計画)の作成を支援します。必要に応じて持続的・安定的な事業継続や思い切った前向き投資の実施に向けて必要となる内部管理体制や経営の透明性確保に向けたガバナンス体制の整備に取り組む中小企業等を支援します。

支援の概要

収益力 改善支援

収益力低下、借入増加のおそれのある中小企業を対象に収益力改善支援を実施。

1年間から3年間の収益力改善計画(収益力改善アクションプラン+簡易な収支・資金繰り計画)を作成。
※収益力改善計画策定にかかる費用は原則無料です。

収益力改善計画成立後、定期的なモニタリング実施。必要に応じ、他の支援策に円滑に移行。

支援の対象となる中小企業

本支援は、収益力低下、借入増加のおそれのある中小企業をはじめとした、幅広い中小企業者を対象としています。

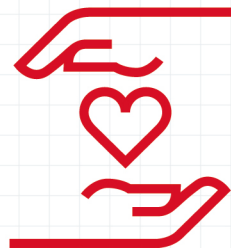
収益力改善計画について

本支援では、1年間から3年間の収益力改善計画(収益力改善計画遂行中の行動計画(収益力改善アクションプラン)+簡易な収支・資金繰り計画)を作成します。なお、リスケジュール等の金融支援が伴う場合には、1年間の収益力改善計画を作成します。

収益力改善計画の書式、記載例、留意事項は「中小企業庁のホームページ」で公表しています。本支援を受ける予定のない中小企業者の皆様もご活用いただき、収益力の改善に向けた取組についてご検討ください。

中小企業庁HP <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/01.html>

プレ再生支援・再生支援



収益性のある事業はあるものの、財務上の問題がある中小企業を対象に、事業面・財務面での改善を図る再生支援を実施。

支援のねらい

こういった問題に
困っていませんか？

収益力の低下や増大する借入金によって、財務内容や資金繰りの悪化等が生じており、経営困難な状況にあるとき、事業再生に向けた取組を進めていきたいと思う一方で、何から始めればよいのかわからないというお悩みもあると思います。本支援では、中小企業活性化協議会が、金融機関から返済猶予や債務減免等の支援を受けなければ事業再生が困難という状況にある中小企業の事業面・財務面での改善を図る再生支援を実施します。

支援の概要

プレ再生支援 ・再生支援

収益力低下や増大する借入金等の課題がある中小企業を対象に、事業面・財務面での改善を図る再生支援を実施。※再生計画策定に係る費用の一部を協議会が負担します。

協議会が金融機関等の債権者の間に立って、再生計画案の合意形成に向けたサポートを実施。

プレ再生・再生計画成立後、定期的なモニタリングを実施。必要に応じ、他の支援策に円滑に移行。

支援の対象となる中小企業

本支援は、収益性のある事業はあるものの、財務上の問題がある中小企業を対象としています。

プレ再生支援・再生支援について

再生支援では、原則として以下の基準を満たした再生計画の作成を支援します。

中小企業

- ① 実質的に債務超過である場合は、再生計画成立後最初に到来する事業年度開始の日から5年以内を目処に実質的な債務超過を解消する。
- ② 経常利益が赤字である場合は、再生計画成立後最初に到来する事業年度開始の日から概ね3年以内を目処に黒字に転換する。
- ③ 再生計画の終了年度(原則として実質的な債務超過を解消する年度)における有利子負債の対キャッシュフロー比率が概ね10倍以下となる。

小規模な事業者*

- ① 再生計画成立後2事業年度目(再生計画成立年度を含まない。)から、3事業年度継続して営業キャッシュフローがプラスになること。
- ② 相談企業が事業継続を行うことが、相談企業の経営者等の生活の確保において有益なものであること。

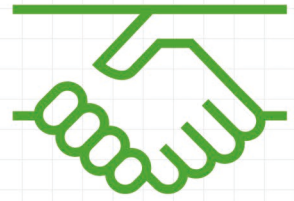
※「小規模な事業者」とは、中小企業基本法第2条第5項に定義される「小規模企業者」のみならず、「売上1億円未満かつ有利子負債1億円未満」に該当する事業者がこれに該当します。

中小企業基本法 第2条(中小企業者の範囲及び用語の定義)

5 この法律において「小規模企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が二十人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人)以下の事業者をいう。

この基準を満たさない計画であったとしても、将来上記要件を満たす本格的な再生計画の策定を予定した計画(プレ再生計画)も作成を支援しています。

再チャレンジ支援



収益力の改善や事業再生等が極めて困難な中小企業や保証債務に悩む経営者等を対象に、再チャレンジに向けた支援を実施。

支援のねらい

こういった問題に
困っていませんか？

「収益力の改善や事業再生に取り組んでいるものの、達成が困難で、悩みを抱えている。」

「業況が厳しく、事業の手じまいを検討している。」

「資金繰りや業況が極めて厳しく、倒産するのではないかと悩みを抱えている。」

「すでに会社は廃業または倒産しており(またはしそうであり)、保証債務をどうやって整理すればいいか悩んでいる。」

という経営者等を対象に、再チャレンジに向けた支援を行います。

支援の概要

再チャレンジ 支援

収益力の改善や事業再生等が極めて困難な中小企業や保証債務に悩む経営者等を対象にしています。

協議会に所属する弁護士等の専門家が、ご相談者の現状を分析して、円滑な廃業や保証債務の整理などについて、説明や助言を行います。また、必要に応じて、外部の詳しい弁護士を紹介します。弁護士にも助言します。(これらの支援は無料です。)

紹介された弁護士とともに、円滑な廃業や保証債務の整理に取り組んでいただけます。事案によっては、以下のような方法も検討できます。

- 『中小版GL*』を活用した私的整理…破産せずにすみ、取引先へも迷惑をかけにくい
- 法的整理とともに事業譲渡を活用…事業や雇用を一部でも残せる可能性
- 『経営者保証GL』を活用した保証債務整理…個人破産なしに保証債務免除の可能性

※中小版GL(中小企業の事業再生等に関するガイドライン)の詳細は、以下のHPをご覧ください。

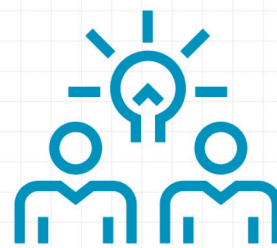
全国銀行協会HP <https://www.zenginkyo.or.jp/adr/sme/sme-guideline/>

支援の対象となる中小企業・個人

本支援は、収益力の改善や事業再生等が極めて困難な中小企業や、保証債務に悩むその経営者や保証人を対象としています。

早期経営改善計画策定支援

(ポストコロナ持続的発展計画事業)



国が認定した専門家の支援を受け、資金計画やビジネスモデル俯瞰図、アクションプランなどの経営改善計画を策定する場合、専門家に対する支払い費用の2/3を国が補助します。

支援のねらい

こういった問題に
困っていませんか？

環境変化等に十分対応できておらず、多くの中小企業等が、売上の減少や借入の増大に直面しています。本事業では、資金繰りの安定や本源的な収益力の改善に向けた、中小企業等と専門家の取組を支援します。また、持続的・安定的な事業継続や思い切った前向き投資のためには、内部管理体制や経営の透明性確保に向けたガバナンス体制の整備が必要です。本事業では、これに向けた中小企業等と専門家の取組も支援します。

支援の概要

本事業は、資金繰りの管理や自社の経営状況の把握などの基本的な経営改善に取り組む中小企業者等が、国が認定した税理士などの専門家である認定経営革新等支援機関の支援を受けて資金繰り計画やビジネスモデル俯瞰図、アクションプランといった内容の経営改善計画を策定する際、その費用の2/3を補助することで、中小企業者等の早期の経営改善を促すものです。申請書類や認定経営革新等支援機関の検索は中小企業庁のHP及びそのリンク先から行うことができます。

中小企業庁HP <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/04.html>

ビジネスモデル 俯瞰図	経営課題の内容と 解決に向けた基本方針	アクションプラン	損益計画	資金繰表 (実績・計画)
「事実を俯瞰」して、収益の仕組や商流等を「見える化」。	現状分析を踏まえた経営課題と解決策を検討。	「見える化」された課題を行動計画に落とし込み。	アクションプランの改善効果を数値化して計画を策定。	過去の資金繰り実績を分析、将来の資金計画を作成。

専門家と計画を策定して、経営改善に取り組みましょう！計画策定後も専門家が伴走支援します。

進捗・取組状況の確認	対応策の検討	金融機関等への報告
数値計画と実績との差異及びアクションプランの取組状況の確認。	計画と実績に差異がある場合の対応策の検討。	計画進捗状況を金融機関等に報告。

支援枠	補助対象経費	補助率	備考
通常枠	計画策定支援費用	2/3 (上限15万円)	伴走支援(期中)は事業者の希望に応じて実施いたします。
	伴走支援費用(期中)	2/3 (上限5万円)	
	伴走支援費用(決算期)	2/3 (上限5万円)	

経営改善計画策定支援

(405事業)通常枠・中小版GL枠



国が認定した専門家の支援を受け、金融支援を伴う本格的な経営改善計画を策定する場合、経営改善計画策定支援に必要となる費用の2/3を国が補助します。

支援のねらい

こういった問題に
困っていませんか？

環境変化等に十分対応できておらず、借入金の返済負担等、財務上の問題を抱えており、自ら経営改善計画等を策定することが難しい。そんな方に対して、認定経営革新等支援機関が中小企業等の依頼を受けて経営改善計画策定支援を行うことにより、中小企業等の経営改善を支援します。また、持続的・安定的な事業継続や思い切った前向き投資のためには、内部管理体制や経営の透明性確保に向けたガバナンス体制の整備が必要です。本事業では、これに向けた中小企業等と専門家の取組も支援します。

支援の概要

本事業は、金融支援を伴う本格的な経営改善の取組が必要な中小企業・小規模事業者を対象として、国が認定した税理士などの専門家である認定経営革新等支援機関が経営改善計画の策定を支援し、経営改善の取組を促すものです。中小企業・小規模事業者が認定経営革新等支援機関に対し負担する経営改善計画策定支援に必要となる費用の2/3(上限額は以下参照)を中小企業活性化協議会が負担します。申請書類や認定経営革新等支援機関の検索は中小企業庁のHP及びそのリンク先から行うことができます。

中小企業庁HP <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/04.html>

DD・計画策定支援			伴走支援
現状を分析し課題を明確化し対応策を検討する。	今後の計画と実現に向けたアクションプランの検討。	金融支援を受けて資金繰りの安定を図る。	計画内容に応じた期間、認定支援機関等による伴走支援を実施。
支援枠	補助対象経費	補助率	備考
通常枠	DD・計画策定支援費用	2/3(上限200万円)	金融機関交渉費用は、経営者保証解除を目指した計画を作成し、金融機関交渉を実施する場合に対象。(任意)
	伴走支援費用(モニタリング費用)	2/3(上限100万円)	
	金融機関交渉費用	2/3(上限10万円)	

(405事業)中小版GL枠

事業者が、金融支援を伴う本格的な事業再生または廃業のために、中小版GL※に基づく計画を策定する場合には、事業・財務の状況に関する調査分析(DD)や計画策定が必要になります。本事業(中小版GL枠)では、これを促すため、DD・計画策定支援・その後の伴走支援に要する費用(認定経営革新等支援機関である専門家への報酬)の2/3を中小企業活性化協議会が負担します。

※中小版GL(中小企業の事業再生等に関するガイドライン)の詳細は、以下のHPをご覧ください。

全国銀行協会HP <https://www.zenginkyo.or.jp/adr/sme/sme-guideline/>